

**袋井市宇刈いきいきセンターに係る
指定管理者の候補者の選定結果について**

袋井市宇刈いきいきセンターの指定管理者導入に当たって、次のとおり指定管理者の候補者を選定しました。

1 施設の概要

(1) 施設の名称・所在地

名 称	所 在 地
袋井市宇刈いきいきセンター	袋井市宇刈 1121 番地の 1

(2) 施設の設置目的

市民の健康の増進とスポーツ、コミュニティの推進を図る。

2 募集概要

(1) 募集の期間 平成 25 年 8 月 1 日(木)から平成 25 年 9 月 13 日(金)まで

(2) 応募者

応募者名	所在地 / 代表者
宇刈自治会連合会	袋井市宇刈 123 番地の 2 会長 山内敏明

3 事業提案等の審査

(1) 審査の観点及び選定方法

袋井市指定管理者選定委員会において、応募者から提出された書類とプレゼンテーション・ヒアリングを基に次の主な審査項目ごとに点数化し、合計点で一定の評点を得ることができたため、当該応募者を候補者として選定しました。

【審査項目】

主 な 審 査 項 目			配点
1	団体の資格に関する項目	指定管理者としての資格（適性・能力）を満たしているか ----- 経営基盤（人的・物的能力を含む）が安定しているか	20
2	施設運営に関する項目	設置目的を理解し、施設の役割を適切に担うことができるか ----- 効果的かつ効率的な管理を実施できるか ----- 緊急時の対応及び安全管理は適切か	30
3	サービス内容に関する項目	利用者本位の柔軟なサービスが提供されているか ----- 個人情報の保護に対する対応策が実施されるか ----- 利用者の意見要望の把握及び対応が適切か	30
4	経費に関する項目	利用料金の設定は適正か ----- 経費削減に向けた取組み、具体的な提案があるか ----- 収支予算書の内容は適正か	20
合 計			100

(2) 選定委員会（プレゼンテーション及び選考会）の開催日

プレゼンテーション	平成 25 年 10 月 24 日(木)
選考会	平成 25 年 10 月 30 日(水)

(3) 選定結果及び選定理由(点数は、委員 6 人の合計点 600 点を満点とする。)

ア 選定結果

選定は、「市民の健康の増進とスポーツ、コミュニティの推進を図る」という宇刈いきいきセンターの設置目的を達成するため、(ア) 施設の平等利用に関し従事者への周知徹底が十分されているか、(イ) 個人情報適切に管理できる体制となっているか、(ウ) 利用者が利用しやすい(受付・案内・申込等)工夫がされているか、(エ) 委託料の低減化に努めることができるかを主なポイントとして審査し、次のとおりの結果となりました。

審査項目	応募者名	宇刈自治会連合会
1	団体の資格に関する項目	90 点
2	施設運営に関する項目	128 点
3	サービス内容に関する項目	130 点
4	経費に関する項目	96 点
合 計		444 点

イ 選定理由

この施設は、地域活動の拠点として地域住民と密接な関係を有しています。また、宇刈自治会連合会は、施設開設当初からの管理運営実績があるとともに、地縁による組織であることから地域の事情にも精通しています。

よって、自治会連合会の持つネットワークを活用することで、地域住民の協力による円滑かつ効果的な施設管理を可能とするほか、各種事業を通じたコミュニティの増進に寄与することが期待できることから、当該団体を特定しました。

審査の結果、特に次の点が評価され、その特性が確認できたことから候補者として選定しました。

(ア) 地域住民が交代で施設の清掃を行い、大切に扱っていること。

(イ) 地域からの管理人選出や、施設利用の手順の検討を地域の意見を踏まえ、柔軟に対応していく姿勢があること。

4 指定期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで（5 年間）

5 今後の予定

指定管理者の候補者は、市議会の議決を経て、指定管理者として指定されます。

指定管理者の指定は、本年 11 月市議会の議決後に行います。